

平成十八年六月六日受領  
答弁第二八四号

内閣衆質一六四第二八四号

平成十八年六月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出朝鮮民主主義人民共和国を巡る国家承認、政府承認に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出朝鮮民主主義人民共和国を巡る国家承認、政府承認に関する質問に対する

答弁書

一について

国際法上、一般に、国家承認とは、ある主体を国際法上の国家として認めることをいう。

二、四及び五について

我が国は、北朝鮮を国家承認していない。また、我が国はそもそも北朝鮮を国家承認していないので、北朝鮮との関係で政府承認の問題は生じない。このような我が国と北朝鮮との関係については、日朝平壤宣言以降も現在に至るまで、変更は生じていない。

三について

国際法上、一般に、政府承認とは、ある国家において憲法上の手続に従わない革命等の方法で政府の交代が行われた場合に、新政府を当該国家を正式に代表する政府として認めることをいう。